

入院に関するお金について



令和7年5月14日
医療福祉相談室

病気やケガで入院した時に
気になることはたくさんあります。



これからどうなるのか。
どのくらい良くなるのか。
家に帰れるのか、施設に入るのか。
医療費はいくらかかるのか。

入院に関するお金について

医療費

食費

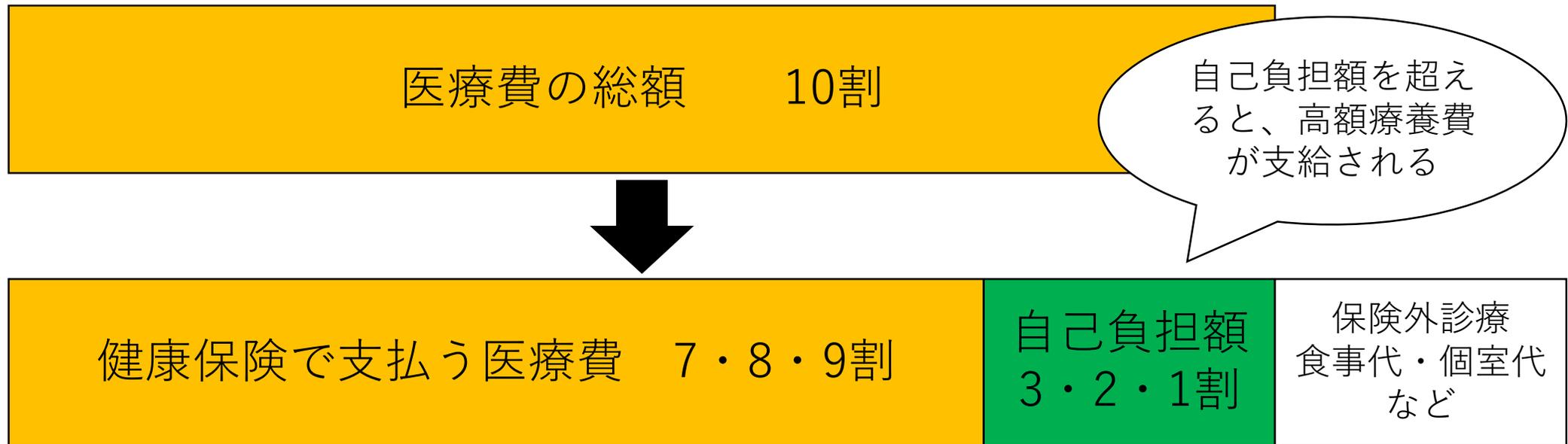
洗濯代

個室代

今回は医療費負担を軽減する制度
「高額療養費」について説明します。

高額療養費制度

1か月にかかった医療費の自己負担が、一定の上限額(自己負担限度額)を超えた場合、超えた分を「高額療養費」として支給する制度です。



70歳未満

| 所得区分 | 要件 | 限度額 | | |
|--------|---------------------------|-----|-----------------------------|------------------|
| 上位所得者 | 基礎控除後の所得 901万円超 | ア | 252,600円+(総医療費-842,000円)×1% | 多数該当 140,100円 |
| | 基礎控除後の所得 600万円～901万円以下 | イ | 167,400円+(総医療費-558,000円)×1% | 多数該当 93,000円 |
| 一般 | 基礎控除後の所得 210万円～600万円以下 | ウ | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% | 多数該当 44,400円 |
| | 基礎控除後の所得 210万円以下 | エ | 57,600円 | 多数該当 44,400円 |
| 住民税非課税 | | オ | 35,400円 | 多数該当 24,600円 |

例)

自己負担限度額 57,600円で医療費が100,000円と仮定し、
 $100,000 - 57,600 = 42,400$ 円

70～75歳未満

| 所得区分 | 要件 | 外来+入院 | 世帯単位 |
|---------|--|---------------------------------|------------------|
| 住民税課税世帯 | 現役所得者並み III 年収約1,160万円～ 課税所得690万円以上 | 252,600円+(総医療費- 842,000円)×1% | 多数該当 140,100円 |
| | 現役所得者並み II 年収約770万円～約1,160万円 課税所得380万円以上 | 167,400円+(総医療費- 558,000円)×1% | 多数該当 93,000円 |
| | 現役所得者並み I 年収約370万円～約770万円 課税所得145万円以上 | 80,100円+(総医療費- 267,000円)×1% | 多数該当 44,400円 |
| | 一般 | 57,600円 | 多数該当 44,400円 |
| 住民税非課税 | 低所得者2 | 24,600円 | |
| | 低所得者1 | 15,000円 | |

75歳以上

| 所得区分 | 要件 | 外来+入院 | 世帯単位 |
|---------|-------------|-----------------------------|------------------|
| 住民税課税世帯 | 現役所得者並み III | 252,600円+(総医療費-842,000円)×1% | 多数該当 140,100円 |
| | 現役所得者並み II | 167,400円+(総医療費-558,000円)×1% | 多数該当 93,000円 |
| | 現役所得者並み I | 80,100円+(総医療費-267,000円)×1% | 多数該当 44,400円 |
| | 一般 II I | 57,600円 | 多数該当 44,400円 |
| 住民税非課税 | 低所得者2 | 24,600円 | |
| | 低所得者1 | 15,000円 | |

所得について

所得が高いと

どの年代でも対象に該当しない人もいます。



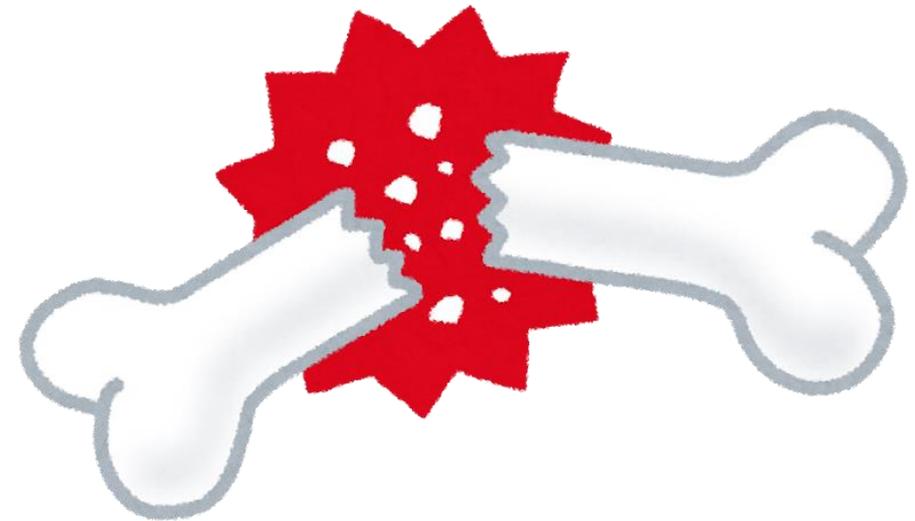
大腿骨頸部骨折をした場合の医療費

大腿骨頸部骨折の治療にかかる費用

手術費用 約54万円

入院費 平均約147万円

合計 201万円



| 所得区分 | 要件 | 外来+入院 | 世帯単位 |
|---------|--|---------------------------------|------------------|
| 住民税課税世帯 | 現役所得者並み III 年収約1,160万円～ 課税所得690万円以上 | 252,600円+(総医療費- 842,000円)×1% | 多数該当 140,100円 |
| | 現役所得者並み II 年収約770万円～約1,160万円 課税所得380万円以上 | 167,400円+(総医療費- 558,000円)×1% | 多数該当 93,000円 |
| | 現役所得者並み I 年収約370万円～約770万円 課税所得145万円以上 | 80,100円+(総医療費- 267,000円)×1% | 多数該当 44,400円 |
| | 一般 | 57,600円 | 多数該当 44,400円 |
| 住民税非課税 | 低所得者2 | 24,600円 | |
| | 低所得者1 | 15,000円 | |

70～75歳未満の場合

201万-5万7,600円 = 195万2,400円は高額療養費で支給される。

多数該当について

同じ世帯で過去12か月間に高額療養費の支給が4回以上あった場合は、4回目から、表に記載している自己負担限度額が適用されます。

しかし、70歳以上の方が個人ごとに外来のみで限度額を超えた回数は計算には含みません。



限度額について

事前に医療費が高額になると分かっている場合は事前に申請し、窓口で支払う金額が限度額以内に抑えられる制度です。

しかし、現行の保険証廃止に伴い、令和6年12月2日以降、

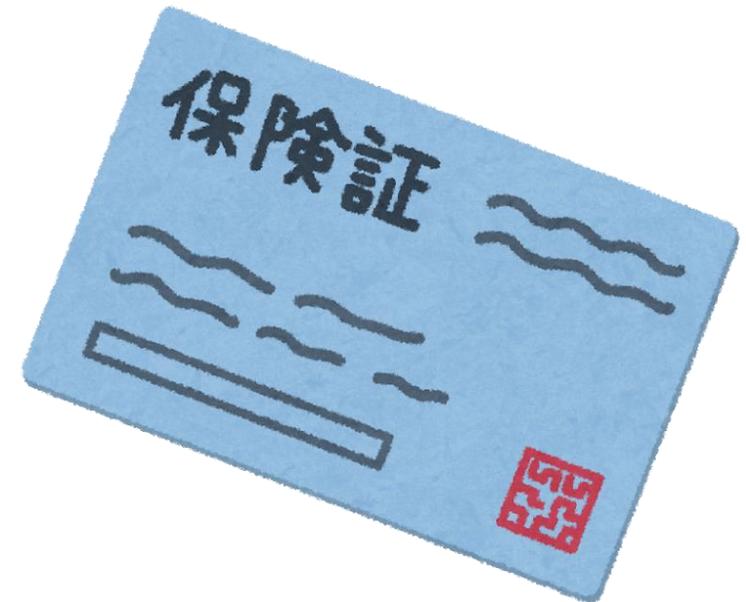
「限度額適用・標準負担額限度額認定証」及び

「限度額適用認定証」は新たに交付されなくなります。

現在交付されているもので「限度額適用・標準負担額限度額認定証」及び「限度額適用認定証」は令和7年7月31日まで使用することが出来ます。

マイナ保険証について

マイナ保険証によるオンライン資格確認を行っている医療機関においては、本人の同意により、オンラインで所得区分の確認ができ、自己負担限度額を超える支払いが免除されます。



申請について

加入している健康保険で申請場所が変わります。
ご自身が加入されている健康保険証を確認の上
申請されてください。

国民健康保険

宮崎市役所 国保年金課 給付係

協会けんぽ

各協会けんぽ支部



医療費以外に . . .



食費、個室代は高額療養費には含まれません。
もし、自分が入院する、家族が入院するときに
個室を希望するのか 大部屋がいいのか

ちなみに当院では

| | | |
|-----|----------|--------------|
| 個室 | 5,500円/日 | 165,000円/30日 |
| 特別室 | 7,700円/日 | 231,000円/30日 |



当院の相談室について

病院1階 地域医療連携室
医療福祉相談室

外来・入院の患者さんやそのご家族からの相談を専門の相談員が対応させて頂いています。
担当の包括支援センターやケアマネージャーとも連携していきます。

介護保険のこと
経済的な問題
療養上のこと
各種制度手続きについて

ぜひ、ご相談ください

